

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保安機関の認定の取消し
根拠条例・規則等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
条 項		第 3 5 条 の 3
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7487)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 根拠条項(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の3)の規定上、明らかであるため。
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		